

西ノ島町企業版ふるさと納税マッチング支援業務募集要領

1. 業務名称

西ノ島町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2. 業務目的

「第3期西ノ島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

3. 業務の内容

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 委託料の算定方法等

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、見積書に委託料率を示すこと。

なお、委託料率は20%以内とする。支払時期については、契約締結時に協議する。

6. 委託方法等

随時申し込みを受け付け、書類審査の結果、審査基準を満たすものについて随意契約を締結し、業務を委託するものとする。

7. 参加資格等

(1) 申込資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に精通していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 租税公課の滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑥ 民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体等や行

為をする者に関わりがないこと。

- ⑧ 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

(2) 業務実施上の条件

実施に当たっては、契約の履行の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ西ノ島町の承認を得るものとする。

8. 申込方法等

(1) 申込提出書類(提出部数:各1部)

申し込みの際は次の書類を提出すること

なお、下記様式は西ノ島町ホームページからダウンロードできる。

応募書類	様式等
応募申込書	様式第1号
誓約書	様式第2号
類似業務の受託等実績	任意様式
委託料率を示した見積書	任意様式
会社概要資料	・会社概要(パンフレット等)及び事業概要、業務実施体制等が記載されているもの ・コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し
登記事項証明書	申込日前3ヶ月以内に発行されたもの(写し可)
財務諸表	任意様式(直近事業年度の損益計算書及び貸借対照表)
納税証明書	・西ノ島町内に事務所を有する者:町税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、写し可) ・島根県内に事務所を有する者:県税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、写し可) ・島根県内に事務所を有しない者(島根県に納税義務のない者):本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの、写し可) ※納税証明書について、コンソーシアムによる参加の場合は、構成員すべての証明書を添付してください

(2) 質問等

申し込みにあたり、質問がある場合には次の書類を提出すること。

提出方法:「質問書(様式第3号)」によりE-Mailにて提出すること。

提出期限:随時受付

提出先:西ノ島町役場政策企画課 企業版ふるさと納税担当

E-Mail:seisaku@town.nishinoshima.shimane.jp

※件名は「【質問書】西ノ島町企業版ふるさと納税マッチング支援事業(事業者名)」とする。

回答方法:質問者あてにE-Mailで回答する。

(3) 受付期間及び申込場所等

申込	随時募集 ただし、募集期限は令和8年10月30日(金)とする。
申込方法	持参、郵送またはE-Mail
申込先	〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4 西ノ島町役場 政策企画課 E-Mail: seisaku@town.nishinoshima.shimane.jp
注意事項	① 提出された書類は返却しない ② 審査に必要と認められる場合は、町から資料の追加提出や関連事項の聴取を求めることがある。

9. 審査方法等

(1) 審査方法

審査については書類審査とする。

応募書類について、審査員が別に定める評価点審査基準に基づき、審査及び評価を行う。

評価点において、平均60点以上を獲得した事業者を委託候補事業者とし、以後契約に向けた協議を行う。

(2) 審査項目

- ① 寄附見込企業に対するアプローチ手法等
- ② 他自治体における実績
- ③ 業務実施体制
- ④ 委託料率の妥当性

(3) 結果の通知

審査結果は、申込事業者に対し、審査終了後順次E-Mailにより通知する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは委託候補事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと西ノ島町が判断したとき。

11. 契約

委託候補事業者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

12. その他

- (1) 書類郵送トラブルによる損害等については、西ノ島町は一切責任を持たない。
- (2) 書類提出に関する費用は申込者負担とする。
- (3) 申込み及び提案並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨に限る。
- (4) 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び西ノ島町財務規則等の関係諸法令に定めるところにより処理する。

13. 問い合わせ先

〒684-0303

島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

西ノ島町役場 政策企画課

TEL:08514-6-0028

E-Mail:seisaku@town.nishinoshima.shimane.jp